

陳情 第45号

受付 平成29年 7月24日

付託 平成29年 9月 1日

条例施行を歓迎と期待をする陳情書

・陳情趣旨

漸く、取手市でも本格的にいじめ防止対策推進法を基に市条例を制定する仕組みについて、7月14日、市議会議員全員協議会に報告され、今、流行の言葉で表わすと来年4月1日公布とお尻を切っている。市議会は法律が施行される前に大事件をきっかけに条例を制定された大津市の視察をされ、同市の条例及び条例施行規則と現状を調査されてきた事を取手市条例にも生かすことを求めるものです。法律が示す、いじめ防止の組織と人の配置、財源の措置です。理由は、仙台市のように条例の制定もせず、組織が中途半端、人選も中途半端、財源の措置も不適切、結果3件目の自殺者が発生してしまった事は衆知の事実の通りです。

取手市は大津市の条例制定後の姿から学ぶ事は大きなことであると考えます。取手市立小・中学校20校に各1名、いじめ防止担当職員の配置、教育委員会に担当係を設置、市長部局にいじめ防止対策推進室を設置し、学校、教育委員会、市長部局が一体となる連携、情報の一元管理組織の確立、そして、いかなる理由があれども条例に必要なことは学校長が法律第28条1項に該当する事項は速やかな報告義務を条文化すること。そのことにより学校の内外で発生する重大事態の前段のいじめの抑止に結びついて行くものと思います。付け加えるならば法律第2条のいじめについても今以上に報告義務を明示するなどいじめ防止の条例と施行規則の施行を歓迎と期待をし陳情するものです。

・陳情事項

相談体制等の整備・組織体制の条文化。

1. 教育委員会にいじめ防止対策の担当係を設置。
2. 市長部局にいじめ防止対策推進室の設置。
3. 取手市立小・中学校20校全部に1名いじめ対策担当の専門職員の配置。
4. 学校長の報告義務強化についての明文化。
5. 財源の措置。

以上陳情する。個人情報については公開することを可とする。

平成29年7月24日

陳情者

住所 取手市米ノ井126-38

氏名 坂巻 弘始

取手市議会議長 佐藤 清 殿